

開業医が知っておきたい 税務調査の基礎知識

税理士 西岡篤志

本コンテンツはハイブリッド版です。PDF だけでなくスマホ等でも読みやすい HTML 版も併せてご利用いただけます。

▶HTML 版のご利用に当たっては、PDF データダウンロード後に弊社よりメールにてお知らせするシリアルナンバーが必要です。

▶シリアルナンバー付きのメールはご購入から 3 営業日以内にお送り致します。

▶弊社サイトでの無料会員登録後、シリアルナンバーを入力することで HTML 版をご利用いただけます。登録手続きの詳細は <https://www.jmedj.co.jp/page/resistration01/> をご参照ください。

▶登録手続

目次

1. 税務調査が入るタイミング p2
2. 税務調査の流れと質問対応術 p5
3. 税務調査官の権利と義務 p8
4. 不正発見とペナルティ p11
5. 親族への給与が指摘される p14
6. 車と交際費が指摘される p17
7. 福利厚生費が指摘される p20

税理士 西岡篤志 (にしおか・あつし)

1970年生まれ。慶應義塾大学商学部卒業後、山田&パートナーズ会計事務所(現・税理士法人山田&パートナーズ)に入所、医療専門の部署において医療機関の税務会計、新規開業、医療法人設立等に従事。その後、投資会社などを経て、2004年に医療専門の西岡税理士事務所を創業。医療専門の税理士として、開業から相続までの税務対策や税務調査対応策、医療法人化などに加え、開業医のライフプランに応じたファイナンシャルプランニングに対応している。

▶HTML版を読む

日本医事新報社では、Web オリジナルコンテンツを制作・販売しています。

▶Webコンテンツ一覧

2. 税務調査の流れと質問対応術

1 税務調査の流れ

税務調査は、下図のような流れで行われます。

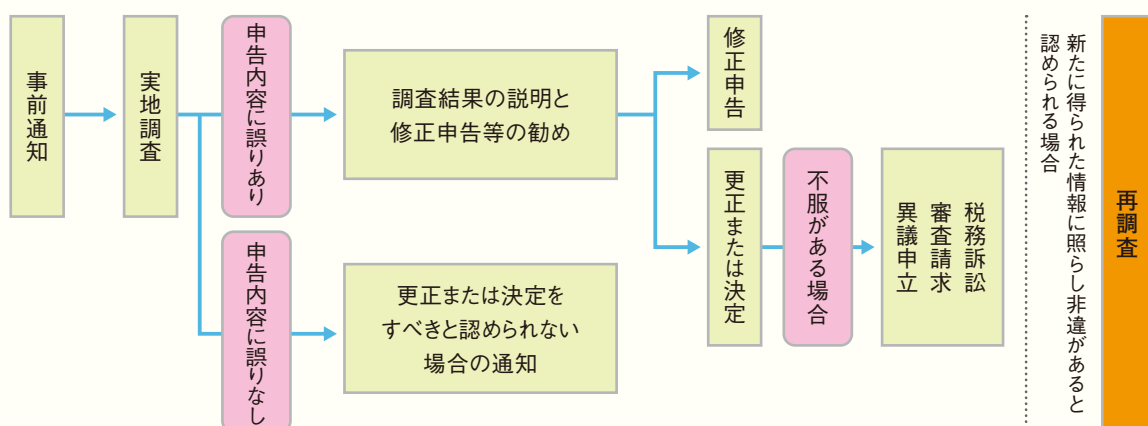


図 税務調査の流れ

2 事前通知

税務調査に際しては、原則として、納税者である開業医本人に対して、調査の開始日時、開始場所、調査対象税目などが、事前に通知されることになっています。申告書の提出を税理士に依頼している場合には、税理士に電話で通知されることが多いようです。

ただし、事前通知をした上で税務調査をすると、その納税者の課税逃れを防ぐことができず、課税の公平性を確保できないと判断された場合には、事前通知がない税務調査（突然の調査）もごく稀にあるようです。

3 実地調査と質問対応

実地調査とは、税務調査官が現地に出向き、帳簿や領収書などをチェックする現場での調査のことを言います。税務調査官が、まず身分証明書を提示することから実地調査が始まります。

実地調査では、税務調査官には帳簿や領収書などをチェックする権限があるほか、納税

者本人(医療法人の場合には理事長など)に対して質問する権限も認められています。また、税務調査官は、提出された資料等を持ち帰ることもできます。

一般的に実地調査は、その立会いを顧問税理士に依頼しますが、クリニックの診療に影響のない昼休みなどを利用して、納税者である開業医本人に対してヒアリングが行われることもあります。

「どんなことを聞かれるのだろうか?」「経理のことは分からない」「何かまずいことを言わないようにしないと」と不安が生じますが、実際には、ヒアリングといっても経理処理の内容まで細かく聞かれるわけではなく、開業からこれまでの経緯、診療の内容や特徴、患者さんの診察から会計までの流れ、その他に人付き合いや出身地、趣味の話まで、あたかも世間話のようなことも聞かれます。

しかし、このヒアリングで税務調査に必要な情報を聞き取るのも、税務調査官の大切な仕事です。例えば、ヒアリングによって先生の生活ぶりについて、趣味、食事の嗜好、人付き合いなどを聞き取り、どのくらいの生活費を使っているのか、を把握します。その生活費を推計し、確定申告されている所得でまかなえるのか、そこに著しい差異がないか、を確認することができます。申告している所得に比べて贅沢すぎる生活をしているようであれば、申告していない売上などがあるのではないかと、所得を偽って申告しているのではないかと推測することができます。

このヒアリングには、どのように対応すべきでしょうか。まずは、何よりも冷静に対応することです。税務調査官に対して、理由もなく怒ってしまい、心証を害するケースも少なくありません。税務調査官の質問に対しては、ひとつひとつ的確に、聞かれたことだけを簡潔に答える方がよいでしょう。興奮して余計なことを話すぎないようにしたいところです。質問されても覚えていないことや、質問の意図が分からないときなどは、「確認した後ほど答えます」と即答を避けることも大切です。曖昧な回答をしたり、分からないまま適当に答えたりすることで、余計な誤解を与えないように心がけるべきです。

なお、不正を隠す意図などがあって、故意に質問に答えない、偽りの答えを言う、調査を拒否する、妨害する、偽りの書類を提出する、といったことをした場合、罰則の適用がありますので注意が必要です。

4 申告内容に誤りがない場合

実地調査が行われた結果、「この申告書の内容には誤りがない」と、その全てが認められることがあります。この場合には、税務署から「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」が届きます。

国税庁が発表している統計資料によれば、税務調査が行われたうちの7~8割ほどの高い確率で、申告漏れなどの非違があるとされています。申告内容に誤りがない旨の通知書を受け取ることは至難の業だと言えます。

5 申告内容に誤りがある場合

税務調査が行われた結果、申告内容に誤りがある場合には、税務調査官はその調査結果の内容（更正決定等をすべきと認められた額およびその理由など）を説明する義務があります。この説明は口頭で行われますが、一般的には税務代理人である税理士に説明がなされます。

この説明と同時に、税務調査官からは修正申告を勧められます。修正申告の勧めに応じるかどうかは、あくまで納税者本人の任意の判断となります。つまり、税務調査官の説明にどうしても納得ができないのであれば、修正申告の勧めに応じないこともできます。

修正申告をするかどうか、税務調査官の説明をよく聞いて理解し、税理士とも相談の上で、慎重に判断しなくてはなりません。なぜなら、修正申告書を提出した場合には、その内容について、不服申立てなどの手続きを行うことができなくなるからです。

もし、修正申告の勧めに応じなかった場合には、その調査結果に基づき、更正決定等の処分（税務署が税額を計算して通知すること）が行われます。

そして、その後に税務署から書面で通知される更正決定等の処分内容に納得できないときは、税務署長等に対する「異議申立」、国税不服審判所に対する「審査請求」、原処分取消の「税務訴訟」を行うことができます。

6 再調査

申告内容に誤りがなく、更正決定等をすべきと認められない旨の通知を受けた後、または修正申告書の提出をした後、もしくは更正決定等の通知を受けた後においても、税務調査官が新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときは、再調査が行われることもあります。